

# 認知症者の徘徊と家族の責任

認知症の発症とともに徘徊傾向が出るご老人もおられ、本連載でも徘徊によって生じた介護事故について紹介したこともありましたが、今回は、徘徊傾向について家族の責任を問われている事案をご紹介します。

徘徊中の認知症の老人が線路内に立ち入り、た結果、列車と衝突し、列車に生じた遅延などの損害について、相続人である老人の家族に対して賠償請求が行われた事案について、先日、名古屋高等裁判所において判決が行われました。結果は、当時85歳であった妻に対しては、359万円の損害賠償を認め、長男の責任については、否定しました。

に対して民法714条に基づく監督義務者の責任があるとして請求された点にあります。まずは、一体どういったことが定められているかという点、責任能力が認められない者には損害賠償責任を負担させることができないので、法定の監督義務を負担する者やそれによって監督する者は、本人に代わって損害賠償責任を負担する

## 介護施設を取り巻く法律問題の今

### JR列車遅延事故、2審でも家族の責任認める

# 後見人等には法定監督義務が

とされています。典型的には、未成年者が起こした事故に対する親の責任などが挙げられますが、認知症により責任能力がない状態になってしまった場合にも民法714条が適用されることになりま

す。そして、責任を負担することになるのは、法定の監督義務を負担する後見人や監督義務者に代わってその義務を果たすとされる入院中の病院長、高齢者施設の事業主などが考えられます。

長男の方は後見人ではありませんでした。しかしながら、第1審の名古屋地裁では、後見人とほぼ同視できる程度の財産管理などを行っていたことや情報共有がなされていたことなどから損害賠償責任が肯定されましたが、控訴審である名古屋

高裁においては、長男の責任は否定されています。

認知症などの高齢者の方について、本人に代わって財産を管理する制度として後見人制度がありますが、後見人となる場合には、こういった責任も合わせ負担する可能性があります。しかしながら、後見人制度を利用していない場合であっても、事実上同様の働きをしている場合は、法定監督義務者に準じる者として民法714条

に基づき責任が肯定されている裁判例は過去にも存在しており、名

古屋高裁のように責任が否定されるとは限りません。また、徘徊については、無断の外出に気づくためのセンサーの設置などが求められる判断も多く、本件では当該センサーの電源が切られており徘徊に気づかなかつたことが責任を肯定する原因の一つとなっています。

在宅介護に課題を投げかける重要な裁判例ではありますが、事業者においても徘徊に対する対策など配慮すべき点についてしっかりと参考にしていく必要があると考えられます。



家永 勲

弁護士法人アヴァンセリー  
カルグループ執行役員  
企業法務事業部長

【プロフィール】  
不動産、企業法務関連の法律業務、財産管理、相続をはじめとする介護事業、高齢者関連法務が得意分野。  
介護業界、不動産業界でのトラブル対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数。